

公開版

平成30年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 平成30年4月3日(火) 午後2時45分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

静岡県教育委員会



第1回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 30 年度教育委員会事務局所属長等報告	1
2	監査結果に関する報告	3
3	平成 30 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要	4
4	静岡県指定文化財の指定	6
配付 報告	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正	10
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領の一部改正	11
	義務教育学校設置に伴う関係教育委員会規則の改正	13
	静岡県教育委員会広報事務処理規程の一部改正	14
	静岡県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部改正	15
	第3期静岡県子ども・若者計画	16
	条件付採用職員（1年）の正式採用	17

報告事項 1
(件名)

平成 30 年 4 月 3 日

平成 30 年度教育委員会事務局所属長等報告

(調整・委員会担当)

年度当初にあたり、教育委員会事務局所属長等より報告する。

平成30年度教育委員会所属長等名簿

平成30年4月1日

No.	所 属 名	職 名	氏 名	前 所 属 ・ 職 名
1		教 育 長	木 苗 直 秀 <small>き な え な お ひ で</small>	(静岡県立大学学長)
2		教 育 部 長	鈴 木 一 吉 <small>す ず き か ず よ し</small>	教育次長
3		教 育 監	松 井 和 子 <small>ま つ い か ず こ</small>	(清水西高等学校長)
4		理 事 (総括担当)	澁 谷 浩 史 <small>し ぶ や ひ ろ ふ み</small>	理事兼教育総務課長
5	教 育 総 務 課	課 長	若 月 伸 隆 <small>わ か つ き の ぶ た が</small>	教育総務課事務統括監
6	教 育 政 策 課	課 長	赤 堀 健 之 <small>あ か ほ り た け し</small>	(高校教育課参事兼課長補佐兼総務企画班長)
7	〃	情 報 化 推 進 室 長	関 大 康 <small>せ き ひ ろ や す</small>	吉田特別支援学校事務長
8	〃	人 権 教 育 推 進 室 長	増 田 三 保 子 <small>ま す だ み ほ こ</small>	(菊川市立河城小学校教頭)
9	財 務 課	課 長	木 野 雅 弘 <small>き の ま さ ひ ろ</small>	(経済産業部 経理監)
10	福 利 課	課 長	須 山 智 佐 子 <small>す や ま ち さ こ</small>	浜松西高等学校事務長
11	義 務 教 育 課	課 長	宮 崎 文 秀 <small>み や ざ き ふ み ひ で</small>	(西伊豆町教育長)
12	〃	幼 児 教 育 推 進 室 長	宮 澤 礼 子 <small>み や ざ わ あ や こ</small>	焼津市こども未来部主席指導主事
13	高 校 教 育 課	課 長	小 野 田 裕 之 <small>お の だ ひ ろ ゆ き</small>	(教育政策課長)
14	特 別 支 援 教 育 課	課 長	山 崎 勝 之 <small>や ま ざ き ま さ ゆ き</small>	(静岡視覚特別支援学校校長)
15	健 康 体 育 課	課 長	名 雪 元 <small>な ゆ き は じ め</small>	建設業課長
16	〃	全 国 高 校 総 体 推 進 室 長	朝 倉 徹 <small>あ さ く ら と お る</small>	(健康体育課参事兼課長補佐)
17	社 会 教 育 課	理 事 兼 課 長	赤 石 達 彦 <small>あ か い し た つ ひ こ</small>	文化財保護課長
18	文 化 財 保 護 課	課 長	中 川 好 広 <small>な か が わ よ し ひ ろ</small>	清水東高校事務長
19	静 東 教 育 事 務 所	所 長	山 田 貞 己 <small>や ま だ さ だ み</small>	静岡教育事務所副所長
20	静 西 教 育 事 務 所	所 長	太 田 修 司 <small>お お た し ゅ う じ</small>	義務教育課人事監
21	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所 長	酒 井 敏 明 <small>さ か い と し あ き</small>	(静岡教育事務所次長兼総務課長)
22	中 央 図 書 館	館 長	三 科 守 <small>み し な ま も る</small>	浜松西高等学校長
23	総 合 教 育 セ ン タ ー	所 長	塩 崎 克 幸 <small>し お ざ き か つ ゆ き</small>	(科学技術高等学校長)
24	焼 津 青 少 年 の 家	所 長	北 川 清 美 <small>き た が わ き よ み</small>	(理事兼教育総務課長)
25	観 音 山 少 年 自 然 の 家	所 長	堤 敏 幸 <small>つ つ み と し ゆ き</small>	(埋蔵文化財センター所長)
26	富 士 山 麓 山 の 村	所 長	稲 葉 明 彦 <small>い な ば あ き ひ こ</small>	(三島北高等学校事務長)

※前所属・職名欄の()書きは、30年度人事異動以前の異動による前所属・職名

監査結果に関する報告

(財務課)

1 平成 29 年度第 5 回の監査結果

(1) 指摘等事項の概要

平成 30 年 3 月 26 日に、今年度、第 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 30 年 2 月 8 日から平成 30 年 3 月 13 日までに実施した県立学校等 8 所属の監査についての報告で、教育委員会については、1 件の指摘、2 件の注意が付された。

<指摘 1 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
中央特別 支援学校	件 名	窃盗事件の発生
	内 容	中央特別支援学校の教諭は、平成 29 年 8 月、静岡市内のリサイクル店においてゲームソフトを万引きし、現行犯逮捕された。

<注意 2 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
榛原 高等学校	件 名	生徒の個人情報の紛失
	内 容	榛原高等学校の教諭は、平成 29 年 7 月、生徒の個人情報が記載された教育カード 15 人分を紛失した。
浜松湖北 高等学校	件 名	交通加害事故の多発
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 4 件発生していた。

(2) 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 30 年 6 月 26 日までに監査委員へ報告する。

平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は平成29年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

項目	一般選抜	特別選抜					再募集	合計
		海外帰国生徒	外国人生徒	長期欠席生徒	連携型	県外生徒特色		
実施校数	93	15	9	3	3	1	34	
※1	(93)	(15)	(9)	(3)	(3)	※6	(37)	
実施科数	161	16	12	3	3	1	43	
※2	(161)	(16)	(13)	(3)	(3)		(42)	
募集定員	※3 21,195	8+若干名	若干名	若干名	定めない	8	654	※4 21,535
	(21,471)	(8+若干名)	(若干名)	(若干名)	(定めない)		(479)	(21,815)
志願者数	22,191	21	23	17	107	0	82	22,441
	(22,979)	(21)	(13)	(19)	(130)		(62)	(23,224)
受検者数	22,063	21	23	17	107	0	81	22,312
	(22,827)	(21)	(13)	(19)	(130)		(62)	(23,072)
合格者数	20,704	18	21	14	106	0	76	20,939
※5	(21,114)	(18)	(11)	(16)	(129)		(55)	(21,343)
実質倍率	1.07	1.17	1.10	1.21	1.01	-	1.07	
	(1.08)	(1.17)	(1.18)	(1.19)	(1.01)		(1.13)	

※1 分校等を1校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募集は1科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

※4 募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものであり、併設する中等部からの入学予定者数を含む。

※5 併設する中等部からの入学予定者数(沼津市立沼津73人、清水南110人、浜松西157人)を含まない。中等部からの入学予定者を含むと、合格者数合計は21,203人となる。

※6 県外生徒特色選抜は、平成30年度選抜から実施した。

(2) 学年制による定時制の課程

項目	一般選抜	再募集	合計
実施校数	18	18	
	(18)	(17)	
実施科数	18	18	
	(18)	(17)	
募集定員	720	421	※ 720
	(720)	(397)	(720)
志願者数	329	38	367
	(357)	(46)	(403)
受検者数	323	37	360
	(352)	(45)	(397)
合格者数	299	30	329
	(324)	(38)	(362)
実質倍率	1.08	1.23	
	(1.09)	(1.18)	

※募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項目	春季		秋季	合計
	一般選抜	再募集		
実施校数	3	1	3	
	(3)	(2)	(3)	
実施科数	3	1	3	
	(3)	(2)	(3)	
募集定員	576	53	64	※ 640
	(576)	(34)	(64)	(640)
志願者数	565	4	-	-
	(561)	(9)	(74)	(644)
受検者数	550	4	-	-
	(554)	(9)	(73)	(636)
合格者数	527	4	-	-
	(542)	(9)	(68)	(619)
実質倍率	1.04	1.00	-	
	(1.02)	(1.00)	(1.07)	

※募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものである。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は平成29年度選抜のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	30.70 (30.46)	7.83 (6.97)
数学	22.71 (23.44)	9.04 (8.59)
英語	26.39 (25.88)	11.23 (9.82)
社会	24.20 (25.13)	7.96 (8.25)
理科	22.52 (17.35)	8.53 (7.83)
合計（参考）	126.52 (122.26)	
実施校数	93校 (93校)	

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 一般選抜学校裁量枠における学校独自選抜資料実施校・科数
（（ ）内の数字は平成29年度選抜のデータである。）

	学校裁量枠設定校 全日制88校150科	
	実施校	科
作文	5 (7)	7 (9)
実技検査	83 (82)	131 (127)
適応力検査	4 (4)	5 (5)

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

静岡県指定文化財の指定

(文化財保護課)

1. 概要

静岡県教育委員会は、平成30年3月21日(水・祝)に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、下記の県指定文化財の指定を決定した。

2 県指定文化財の指定

(1) 鰐口 応永三十年の陰刻銘あり 一口

(わにぐち おうえいさんじゅうねんのいんこくめいあり いっこう)

ア 種 別 有形文化財(工芸品)
イ 員 数 一口
ウ 年 代 室町時代
エ 所 在 地 下田市
オ 所 有 者 個人
カ 指 定 基 準 工芸の部 2

(静岡県の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの)

この鰐口は、表面、裏面とも銘帯、内区に陰刻銘文を持つ。表面の銘文から、この鰐口は応永三十年(1423)に、定秋が願主となり、十輪寺に奉納したこと、さらに河津の鋳物師定繁の手によるものであることが知られる。裏面の陰刻は、文明五年(1473)に追銘されたもので、銘文から諏訪神社へ願主と助縁者が寄り添い奉納したことがうかがえる。

本鰐口は鋳造状態も良好であり、中世における本県の鋳物師の活動を示す資料としても歴史的な価値を有するものと評価できる。

【法量】面径27.0cm、厚さ8.3cm、重さ5.9kg

【銘文】表面：奉 施入 願主 定秋 敬白 十輪寺地藏菩薩尊像之前
應永三十稔極月念四日 鋳師河津定繁
裏面：奉 釣 願主 助縁 人等 敬誌
当所鎮守諏訪上下大明神御宝前鰐口
于時文明五年癸巳正月廿七日

(2) 鰐口 応永二十八年の陰刻銘あり 一口

(わにぐち おうえいにじゅうはちねんのいんこくめいあり いっこう)

ア 種 別 有形文化財(工芸品)
イ 員 数 一口
ウ 年 代 室町時代
エ 所 在 地 下田市
オ 所 有 者 地区自治会
カ 指 定 基 準 工芸の部 2

(静岡県の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの)

表面の撞座区と外区には陰刻銘文をもち、銘文から応永二十八年(1421)に、伊豆国において奉納された縁起を持つ鰐口であることがわかる。

本鰐口は小振りではあるが、室町時代中期の年号とともに静岡県に関係する地名が刻まれ、今日まで伝えられてきた貴重な資料である。

【法量】面径 14.0 cm、厚さ 5.0 cm、重さ 1.2 kg

【銘文】多口吉 應永廿八年

い津のくにな口さ口川く能月

□□□□□□□□□

3 今後の予定

静岡県公報での告示により効力発生（平成 30 年 4 月予定）

4 県指定文化財数

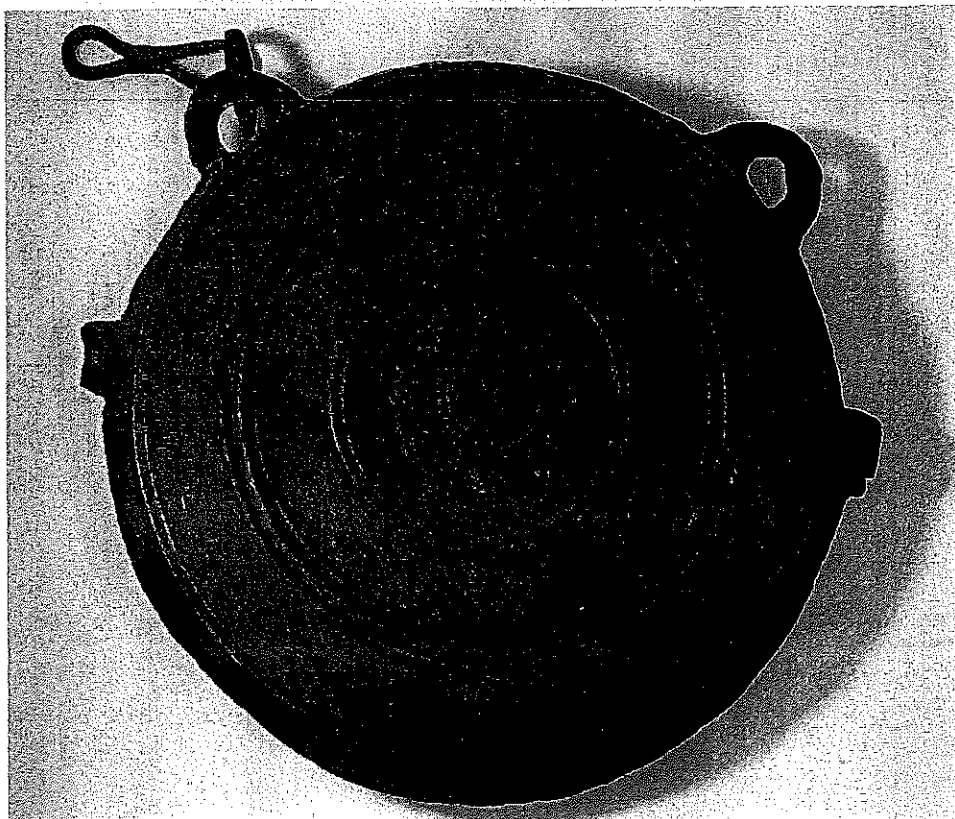
種 別	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
現在の数	326	1	58	165	550
指定後の数	328	1	58	165	552

(1) 鰐口 応永三十年の陰刻銘あり 一口
(わにぐち おうえいさんじゅうねんのいんこくめいあり いっこう)

表面



裏面



(2) 鰐口 応永二十八年の陰刻銘あり 一口
(わにぐち おうえいにじゅうはちねんのいんこくめいあり いっこう)

表面



配付報告
(件名)

平成30年4月3日

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正

(教育総務課)

1 改正の内容

- 調整額区分の規定の引用先を職位分類表から級別職務区分表に変更する。
別表(第2条の5関係)
 - 知事部局の組織改変に伴い様式内「会計指導課」を「会計課」に改める。
別記第4号様式(第6条関係)
- ※ どちらも退職手当支給額には影響しない軽易な改正。

2 施行期日

平成30年4月1日

〈退職手当の算出〉

退職手当算出計算
退職日の給料×理由及び勤続年数別支給率+調整額

※ 退職手当の調整額

職制上の段階、職務の級、階級その他職務の困難及び責任の度に応じて額が決定される。

退職前60月の調整額区分により算出。

(例1) 校長で退職の場合…60月×59,500円=3,573,000円

(例2) 教諭で退職の場合…60月×32,500円=1,950,000円

(件名)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領の一部改正

(教育総務課)

平成30年度組織改編に伴い、標記の一部改正を行った。

○改正内容

各所属において環境整備を図る管理者の指定に係る改正

※従前においては、各所属ごとの管理者を別表により個別に指定していたが、今後の組織改編に対応できるようにするため、「管理職手当に関する規則」及び「管理職員等の範囲を定める規則」の規定を引用することとした。

(新旧対照表)

改正前		改正後
<p>第4条 職員のうち、別表に定める管理者(以下「管理者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。</p>		<p>第4条 職員のうち、本庁及び現地機関にあつては管理職手当に関する規則(昭和33年静岡県人事委員会規則7-36)第2条に規定する者、県立学校にあつては管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年静岡県人事委員会規則14-1)第2条に規定する者(以下「管理者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育次長、教育監、理事、課(室)長、事務統括監、人事監、指導監、課参事</p>	
<p>(1)・(2) (略)</p>		

教育事務所	所長、次長、総務課長、 地域支援課長	
埋蔵文化財センター	所長、次長	
総合教育センター	所長、次長、参事	
中央図書館	館長、副館長	
焼津青少年の家	所長	
観音山少年自然の家	所長	
富士山麓山の村	所長	
中学校	校長、教頭、事務長	
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長、やいづ船長	
特別支援学校	校長、副校長、教頭、部主事、事務長	
別表		

義務教育学校設置に伴う関係教育委員会規則の改正

(教育総務課・義務教育課)

1 概要

平成 30 年 4 月 1 日に伊豆市に義務教育学校が設置されることに伴い、関係規則の学校の種類に「義務教育学校」を追加した。

改正前	改正後
小学校及び中学校	小学校、中学校及び義務教育学校

2 改正した規則

- (1) 静岡県へき地手当支給規則
- (2) 学校教育法施行細則

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会広報事務処理規程の一部改正

(教育政策課)

1 改正の理由

平成30年度の組織改編に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

規程中、「教育機関（県立の学校を除く）等」とあるのを「現地機関」と改め、静岡県教育委員会組織規則に所掌事務として定められている箇所を削除することとした。

3 施行期日

平成30年4月1日

配付報告
(件名)

平成30年4月3日

静岡県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部改正

(福利課)

1 改正の理由

本規程は、事務局職員の安全衛生管理を定めたものであるが、静岡県教育委員会組織規則の一部改正に伴い、組織等の名称変更を行う。

2 改正の内容

規程中、「出先機関」とあるのを「現地機関」に、「教育次長」とあるのを「教育部長」に改めることとした。

3 施行期日

平成30年4月1日

第3期静岡県子ども・若者計画
〔「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン」〕

(社会教育課)

(要旨)

「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」(平成26～29年度)の終了に伴い、平成30年度を始期とする第3期計画を策定した。

1 計画の位置づけ

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条1項に定める「都道府県子ども・若者計画」
- ・0歳から概ね30歳未満の者(施策によっては30歳代も対象)の健やかな成長と自立に向けた支援を総合的に推進する指針
- ・県の総合計画のもと、子供・若者育成支援策を推進するための個別計画

2 計画の概要

(1) 計画期間 2018年度から2021年度までの4年間

(2) 内容

基本理念	子供・若者が「有徳の人」として自立し、夢を実現できる地域をめざして
基本方針 及び 施策の展開	○すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援 ・自己形成への支援 ・社会の変化に適切に対応できる能力の育成、 ・若者の職業的自立・就労支援 ○ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実、 ・困難な状況ごとの支援 ・子供・若者の被害防止・保護 ○子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進 ・地域全体で子供を育む環境の整備 ・子供・若者の社会参加・参画の機会の充実 ・子供・若者を取り巻く社会環境の整備
成果指標	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合 児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合 不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により改善傾向に向かった割合 地域の青少年声掛運動参加者数 など36の成果指標を設定

3 策定の経過

- 平成29年5月～ 青少年対策本部会幹事会・担当者会で計画案を協議
11月 有識者等で構成する「青少年問題協議会」で意見聴取
平成30年1月～ 県民意見の募集(2/9まで)
若者等からの意見聴取
3月 計画確定、公表

条件付採用職員（1年）の正式採用

(教育総務課)(義務教育課)
(高校教育課)(特別支援教育課)

1 要旨

条件付採用職員613名を平成30年4月1日付けで正式採用することとした。

2 条件付採用職員（1年）対象者数

項目	小中学校	高校	特支	計
平成29年度採用者 (A)	371	129	126	626
退職者 (B)	7	2	4	13
正式採用者 (A) - (B)	364	127	122	613

3 条件付採用制度

- ・ 職員の採用は条件付のものとし、採用後6か月間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
- ・ ただし、公立学校の教諭は、法律上の特例としてその期間は1年間である。

職種	条件付期間	正式採用日	根拠法令
事務職員、養護教諭、実習助手、 栄養士、技能労務職員等	6か月	10月1日	地公法第22条
教諭等	1年	4月1日	教特法第12条

【地方公務員法】

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

【教育公務員特例法】

(条件付採用)

第十二條 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

